

# 令和7年度事業実施方針

## I メインテーマ（全国共通）

### 「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」

#### ＜健康寿命＞

- 健康寿命をのばし、自立した生活、生きがいある生活の実現を目指す。
- 仲間や地域の高齢者とともに継続的な健康活動に取り組む。

#### ＜地域づくり＞

- 他世代や関係団体と連携し、安全・安心の住みよい地域づくりを目指す。
- 元気高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくり・機会づくりを広げる。

## II 老人クラブ大会宣言事項の実践（全国共通）

わが国は、少子高齢化・人口減少が急速に進み、団塊の世代が75歳を迎える2025年を目前に控えて、本格的な超高齢社会を迎えています。こうしたなか、誰もが住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

さらに、今年、孤独や孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会づくりを目指した「孤独・孤立対策推進法」と、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って地域で暮らすことを目的にした「認知症基本法」が施行されました。こうした社会目標は、私たち老人クラブの活動と軌を一にするものといえます。振り返ると、私たちは、戦後一貫して地域での支え合いを主体的に行い、多彩な活動を展開して、時に喜びを分かち合い、時に災害など困難を共に乗り越えてきました。それゆえ、これまで取り組んできた仲間づくりや支え合いの活動実践に誇りを持ち、これを活かして、孤独・孤立の防止、認知症の正しい知識・理解の普及などに地域の関係団体等と連携・協働して一層推進することに努めてまいります。

また、今年1月1日に発生した能登半島地震においては、全国の仲間からたくさんの友愛の心が寄せられました。今、高齢化の著しい被災地で、我々の仲間や多くの高齢者が頑張っています。毎年のように繰り返される災害を乗り越え、復興の一助とするために、私たち老人クラブの日頃の仲間づくりや地域との幅広いつながりを大切に育んでいきましょう。

### 第53回全国老人クラブ大会 宣言事項

令和6年11月21日

- 一、健康長寿をめざす「健康活動」の推進
- 一、暮らしを見守る「支え合い活動」の展開
- 一、高齢期を豊かにする「生きがい活動」の充実
- 一、あらゆる世代と連携した「地域貢献活動」の推進
- 一、すべての人々の尊厳が守られる「社会保障制度」の確立

### III 基本方針（県老連）

高齢者の自主組織として、健康寿命の延伸及び相互扶助の観点から同世代の見守りや支え合い活動を通じて、地域社会の中で期待される役割を担うとともに、全老連が提唱する運動を踏まえながら、生きがいややりがい、喜びなど高齢者が楽しく参加できる魅力ある老人クラブ活動を展開し、仲間はもとより、地域コミュニティとともに高齢者が生きがいのある生活ができるような「共生社会」の実現に資することとする。

#### 1 健康づくり・介護予防活動の推進

関係機関との連携、人材の活用等により、高齢者の健康保持、フレイル（虚弱）・介護予防を進め、健康寿命の延伸を目指し、高齢者が健全で安らかな生活を保持できるよう努める。併せて、健康づくり推進の中核となるリーダーの養成に努める。

#### 2 高齢者・地域支え合い事業の推進

高齢者のネットワークを生かし、訪問活動を通じた孤立防止や閉じこもりがちな高齢者を対象とした友愛活動を基盤とする幅広い生活支援等高齢者の暮らしを支える取組を推進するとともに、こども見守り活動や防災・防犯のまちづくり、関係団体等と連携した地域課題の解消に取り組み、支え合いの地域づくりに努める。

#### 3 組織活動の強化に向けた取り組みの推進

市町村老連及び単位クラブの活動・組織の一層の充実強化を図り、老人クラブ活動を更に活性化させる。このため、若手会員及び女性会員の参画を促進するとともに、要綱等に基づく会員増強運動を継続的に推進する。

#### 4 全国共通目標の推進

全老連が提唱する全国共通目標を積極的に推進する。

#### 5 制度・政策、高齢者に係る課題等の学習・実践

老人クラブ活動の意義の周知に努めるとともに、社会保障制度の学習と提言、提案活動など、積極的な社会参加に努める。

#### 6 会員の安全対策と連帯意識の高揚等

老人クラブ活動中の事故や会員の日常生活上の事故に備えた「老人クラブ保険」の普及と会員の連帯意識を高める仲間のしるしである会員章の普及を通して、活動強化を図る。

### IV 具体的方針（県老連）

#### 公益目的事業

#### 1 健康づくり・介護予防活動の推進

##### (1) 健康づくり・介護予防活動の組織的な取組の展開

健康推進委員会を中心として、健康づくり、フレイル・介護予防活動の組織的な取組を進め、健康寿命の延伸を目指す。

##### ① 三大スポーツ大会（ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、ペタンク）の実施

- ・ 三大スポーツ大会の在り方について、令和8年度に向けて検討する。

- ② シニアスポーツ・レクリエーション活動の普及とそのための講習会の開催
  - ③ いきいきクラブ体操、健康ウォーキング、高齢者向け体力測定の普及・推進
  - ④ 人材（医師や看護師、栄養士等経験者）の活用による健康づくりの推進
  - ⑤ 市町村老連が行う「健康づくり事業」の支援
  - ⑥ 健康づくりを推進するリーダーの養成
    - ・「体力測定講習会」の実施
    - ・全老連主催の研修会等への会員の派遣
  - ⑦ 市町村などの行政をはじめ、健康づくり関係団体との連携
  - ⑧ 全国健康福祉祭への参加
- (2) 全国「健康をすすめる運動」の実践
- 「健康をすすめる運動」推進研修会等を通じた健康づくりの輪の拡大

## 2 高齢者・地域支え合い事業の推進

### (1) 在宅福祉を支える友愛活動の推進

- ① 「高齢者ネットワーク推進事業（愛の一声・友愛訪問事業）」の推進
- ② 「高齢者相互支援リーダー研修会」の実施
- ③ 全老連主催の研修会等への会員の派遣
- ④ 新地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への参画
  - ・老人クラブの活動が、高齢者の介護予防や生活支援に資することへの理解と周知に努め、行政・関係機関と連携・協力して事業に参画するなど、幅広い生活支援を推進する。

### (2) 地域支え合い事業の推進

- ① こども見守り、防犯・防災、交通安全、災害等緊急時の対応等
  - ・こどもの安全を守るため、登下校時などの見守り活動の推進
  - ・地域や高齢者の暮らしを守るため、防犯をはじめ各種安全対策、交通安全活動の推進
- ② 消費者被害・特殊詐欺対策の強化
  - ・地域のネットワークや研修会を通じて、高齢者を狙う悪質業者等による消費者被害・特殊詐欺被害の未然防止を図る。
- ③ 全国一斉「社会奉仕の日」の取り組みと通年活動の計画的な推進

### (3) 地域の関係機関との連携

- ① 地域包括支援センターなど地域の関係機関との連携による高齢者の支援
  - 老人クラブは、地域の高齢者の状況に精通しており、今後増加が懸念される認知症をはじめ各種情報を関係機関と共有しながら、高齢者支援を推進する。
- ② 行政・警察、学校・PTA、自治会、社会福祉協議会、民生委員等地域団体との連携による情報の共有及び各種制度の学習機会の拡大
- ③ 地域の関係者と連携した住民参加型活動への参画（生活支援・助け合い活動）

### 3 組織活動の強化に向けた取組の推進

#### (1) 会員増強の一層の推進

令和6年度からスタートした新たな「会員増強運動」を継続的・組織的に推進する。

- ① 女性部が主導して会員全員で取り組む活動方針の周知徹底と実践の拡大
  - ・ 会員一人ひとりによる友人・知人・配偶者を始め、未加入者に対する加入の呼びかけ
  - ・ 老人クラブ活動への参加呼びかけ等体験参加の促進及び地域活動への積極的な参加
- ② 老人クラブ活動の魅力や有用性、会員増強の意義・メリットの発信・周知
- ③ 老人クラブの解散（休会、休眠）防止と支援体制の充実・強化及び未設置地域へのクラブの新設並びに未加入クラブの加入促進
- ④ 自治会等地域組織との連携強化、他の組織・機関と連携した活動の輪の拡大
- ⑤ 後継リーダーの育成
- ⑥ 会員増強強化月間（2～3月）の設定

#### (2) 老人クラブリーダーの育成

- ① 「会長研修会」「事務局長研修会」など系統的な研修事業を通したリーダーの育成
- ② 全国老人クラブ大会や九州ブロック老人クラブリーダー研修会及び全老連主催の研修会等への会員の派遣

#### (3) 若手、女性会員の登用の促進

- ① 若手会員や女性会員の役員への登用の拡大
  - ・ 若手リーダーの養成、若手委員会の立ち上げの取り組み
  - ・ 女性委員会を中心に、市町村老連の女性組織の活性化と女性役員の拡大
  - ・ 各種リーダー養成研修会への若手・女性会員の参加等によるリーダーの養成及び登用の促進
- ② 「女性リーダー研修会」の実施

#### (4) 魅力ある老人クラブづくりの推進

新たな行事やサークル活動を企画するなど、単位クラブが行う生きがいややりがい、楽しみなど魅力ある老人クラブづくりを推進する。

#### (5) 表彰

- ① 県老連会長表彰、全老連会長表彰等による老人クラブ活動への貢献に対する顕彰及び意欲の喚起
- ② 会員増強に係る県老連会長表彰の実施

#### (6) 市町村老連との連携・情報の共有

- ① 事務処理体制の整備、県老連事務局と市町村老連事務局との連携の強化、電子メールを活用した情報伝達の効率化及び市町村老連等の事務負担の軽減に努める。
  - ・ ホームページ、電子メールなど多様な情報通信手段を活用した事務処理の推進
- ② 各種研修会や会議、ホームページを通した県老連と市町村老連の情報の共有及び老連間の意思疎通・連携の強化

#### (7) 広報活動の推進

老人クラブの日頃の活動や魅力、意義について、会員のみならず、地域住民や地元企業などにも広く知ってもらい、新たな仲間づくりにつなげるために、多様な媒体を活用して、以下のような広報活動を展開する。

- ① 県老連機関紙「福老連」の配布、研修会などを通じた情報の提供
- ② 単位クラブが行う行政や自治会等の関係機関、近隣の駅や病院、銀行、農協等身近な組織に対する情報提供による老人クラブ活動への理解の促進
- ③ 単位クラブが行う町内会の回覧板による広報誌の回覧
- ④ 分かりやすい紙面づくりやパソコンによる初歩的な「広報紙づくり研修会」を開催し、老人クラブの広報担当者の資質向上を図り、老人クラブ活動の魅力の発信に努める。
- ⑤ ホームページを活用し、多様な情報を掲載して、広報活動の強化及び市町村老連との情報の共有化を図る。

(8) 全老連や九州ブロック連絡協議会が開催する各種会議に出席する等、高齢者や老人クラブ活動・運営に係る情報収集及び連携を図る。

### 4 全国共通目標の推進

#### (1) 会員増強への取組

全国的な取組の重点でもある会員増強について、「福岡県老人クラブ会員増強運動実施要領」に基づき、引き続き会員増強に努める。

#### (2) 全国三大運動「健康・友愛・奉仕」活動の推進

- ① 健康活動（健康づくり・フレイル予防活動）
  - ・ 健康を保持・増進するフレイル（虚弱）予防活動の推進
  - ・ 運動、栄養、社会参加を柱とした学習と実践
  - ・ 「いきいきクラブ体操」「高齢者向け体力測定」「健康ウォーキング」の推進
- ② 友愛活動（高齢者が相互に支え合う活動）
  - ・ 友愛活動を基盤とした幅広い生活支援活動の推進
  - ・ 多様な生活支援・通いの場づくり、見守り支援、健康づくり支援、情報伝達支援の推進
  - ・ 新地域支援事業への参画推進
  - ・ 認知症、孤立死防止、高齢者虐待等の学習・実践と地域関係者との連携
- ③ 奉仕活動（ボランティア活動）
  - ・ 「社会奉仕の日」一斉奉仕活動の推進
  - ・ 高齢消費者被害防止に向けた学習・支援体制づくり

#### (3) 高齢者の健康づくり・生活支援活動の推進

高齢期を健康で互いに支え合いながら暮らしていくことは、高齢者自身の幸せのみならず、すべての人々の尊厳が守られる社会保障制度の確立にも寄与する。人口減少と少子高齢化が進行する中において、老人クラブは、これまでの実績を生かし、健康寿命の延伸と地域における支え合い活動のすそ野を広げるため、あらゆる世代と連携した地域貢献活動に取り組む。

## 5 制度・政策、高齢者に係る課題等の学習・実践

- (1) 老人クラブの組織強化・活動への理解促進と予算の確保
  - ① 県老連、市町村老連の各段階における地方自治体、議会、一般市民に対する老人クラブ活動のPR
  - ② 新たな自主財源開拓に向けた調査研究及び予算確保に向けた取組の強化
- (2) 社会保障制度等の学習と提言・提案活動
  - ① 医療・介護・福祉等の社会保障制度をはじめ、交通安全、消費者被害・特殊詐欺被害、防災・防犯など高齢者に関わる課題の学習、実践活動
  - ② 高齢者をめぐる制度・施策に対する提言・提案等

### 福利厚生・相互扶助等事業

## 6 会員の安全対策と連帯意識の高揚等

- (1) 老人クラブ傷害保険及び賠償責任保険の普及拡大  
老人クラブ活動中の事故や会員の日常生活上の事故に備えた「老人クラブ傷害保険及び賠償責任保険」の普及拡大に努める。
- (2) 老人クラブ会員章の普及拡大  
全国の会員をつなぐ仲間のシンボルである「会員章」の普及による連帯意識の高揚
- (3) 指定旅館数の回復、利用促進  
指定旅館からの賛助収益は重要な自主財源の一つであることから、新たな指定旅館の開拓を継続するとともに、会員に対する指定旅館制度の周知を行い、指定旅館数の回復に努める。

### その他法人の目的を達成するための事業

## 7 県老連組織の運営等

- ① 社員総会、理事会、委員会・各種会議等の活性化による県老連活動の充実
- ② 公益認定法に基づく公益社団法人としての組織体制の整備
- ③ 行政をはじめ、社会福祉協議会等高齢者福祉の増進に資する関係機関・団体との連携強化
- ④ 事務局の業務量削減のため、令和8年度に向けて、事業削減の具体案を検討する。